

情報発信における学会の著作権管理と倫理責任 —投稿原稿等の著作物についての保証書署名と著作権等譲渡のお願い—

日本地質学会 会長 平 朝彦

科学技術の調査研究成果が、従来以上に、人々の生活、生きとし生けるものすべての生存にますます深く関わるようになってきたことは、皆様も、ご存じの通りです。現代社会がこうした調査研究活動から発信される様々な形態の情報に基盤を置く情報化社会となるにつれ、我国においても、信頼性の高い正確な情報を、様々な手段で、出来る限り迅速かつ広く、公平に国民に公開することが求められるようになりました。情報化社会にあつては、信用できない情報、不正な情報、偽りの情報を放置すれば、社会が根底から崩壊する危険があることは明らかであり、放置はできません。

こうした趨勢に鑑み、1996年には「科学技術基本法」が制定され、第二期（平成13-17年度）科学技術基本計画では、「科学技術に関する倫理と社会的責任」という章に、「研究者・技術者の倫理」なる項目が設けられ、各学協会に「守るべき倫理に関するガイドラインの設定」を求めました。また、「説明責任とリスク管理」という項目では、各学協会に「国民と研究者の双方向コミュニケーションの充実や科学技術活動に伴うリスクを最小化するよう適切な管理を行うとともに、組織における倫理の涵養に努めること」を求めています。

これを受けて、本会及び本会会員は、自ら発信したさまざまな情報について、今後今まで以上に強い社会的責任を問われることと再認識をし、評議員会は2002年9月16日に、日本地質学会倫理綱領策定を決定し、評議員会の元に「倫理規定策定委員会」と「知的財産権等検討委員会」を設け、学会として必要な諸施策等を議論して頂いているところです。

現在の日本では、「科学的発見」は知的財産権保護の法的対象とは、なっておりません（注記1）。また、現行著作権法ないしはその解釈論では、「科学的発見に関する諸知見のプライオリティー」を守ることは容易ではありません。学会が自らガイドラインを設定し、自らゆだねられた著作物を守らねばならない状況があります。こうした状況を受けて、地質学雑誌の投稿規定の一部を改訂し、投稿原稿の倫理性について著作者に保証して頂くこととしました。「保証書」において著作者に保証していただく諸項目は、研究者としての一般的なモラルに照らしてみても、特に異論はないものと判

断しております。さらに、出版・公表される著作物の著作権が日本地質学会に帰属することは、これまで投稿規定に記述されていたに過ぎませんでしたが、今回知的財産権等検討委員会に「著作権等譲渡同意書」を作成頂き、これにより知的財産権等を日本地質学会に譲渡していただくことを明確にすることとしました。

投稿者の皆様には、投稿の際には、投稿原稿ならびに投稿カードとともに、署名捺印された「保証書」をお送り下さい。「保証書」は、地質学雑誌各号の末尾に添付します。また、原稿の受理の際には、編集委員会より「著作権等譲渡同意書」をお送りしますので、印刷原稿とともに署名捺印の上返送下さい。

なお、これらの文書ならびに規定・規約等の変更は、平成15年1月1日より施行します。

注記1] 新版「著作権事典」（社団法人著作権情報センター編著、文化庁内著作権法令研究会監修）216頁には「1967年（昭和42年）にストックホルムで採択された『世界知的所有権機構を設立する条約』の2条（viii）では、知的所有権を定義して、1 文芸、美術および学術の著作物、2 実演家の実演、レコードおよび放送、3 人間の活動の全ての分野における発明、4 科学的発見、5 意匠、6 商標、サービスマークおよび商号その他の商業的表示、7 不正競争に対する保護、に関する権利並びに産業、学術、文芸又は美術の分野における知的活動から生ずる他のすべての権利をいうものとしている」と紹介されています。

そして、「わが国の法制では4の科学的発見に関する権利はまだ認められておらず」としています。

次頁以降に、著者にお送りする「著作権等譲渡同意書への署名捺印のお願い」「著作権等譲渡同意書」「保証書」を掲載致します。